

6月は「環境月間」

「カーボンニュートラル」の実現を目指して

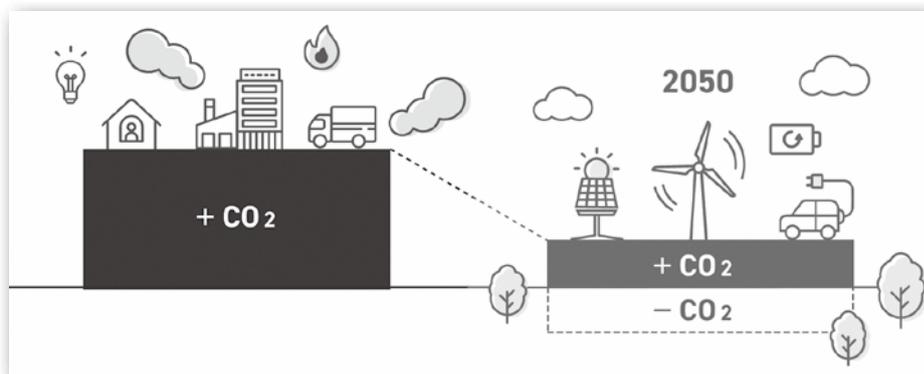
6月は「環境月間」、6月5日は「環境の日」です。この機会に、これまで気づけなかった環境についての発見、身近なところで進んでいた環境への取り組み、ご自身がこれから始めたい、または継続している環境への取り組みについて考えてみましょう。

☎環境課 ☎ 286-3244

カーボンニュートラルとは？

温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすること！

“実質ゼロ”というのは、単純に二酸化炭素の排出をゼロにすることではありません。二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの「排出量」と、植林・森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量を削減し、吸収作用の保全および強化をする必要があります。



出典:環境省脱炭素ポータル (https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/)



カーボンニュートラル宣言

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、世界各地で猛暑や大雨、大規模な干ばつなどの異常気象が多発しており、その対策は喫緊の課題となっています。

2015年に国連気候変動枠組条約締結国会議により合意されたパリ協定では、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち1.5℃に抑える努力をする」ことが世界共通の長期目標として掲げられました。

日本では、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年10月には中期目標として、2030年度までの温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で46%削減とし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが発表されました。

府中町でも府中町第2次環境基本計画に「脱炭素社会の実現」を明記し、国や広島県との連携を図り、町民・事業者と一体となって、温室効果ガス削減に向けた取り組みをより一層推進することとし、2023年3月に「府中町ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

できることから始めよう

カーボンニュートラルの実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。暮らしの中でできることを一部紹介しますので、できることから取り組んでみましょう！

CO₂の排出量の少ない交通手段を選ぼう

自動車からは多くのCO₂が排出されています。徒歩、自転車や公共交通機関など自家用車以外の移動手段を選択してみましょう。また、自家用車に乗るときは、エコドライブを心がけましょう。

エコドライブの一例



出典:環境省デコ活ウェブサイト (<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)

エネルギーを節約・転換しよう

再生可能エネルギーの活用（太陽光発電の設置など）や、省エネ家電の導入を検討してみましょう。また、宅配サービスの再配達をなくすために、日時指定や宅配ボックスなどを利用しましょう。

再エネ等設備の導入を支援しています

府中町では、住宅に太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファーム）、家庭用蓄電池を設置する家庭に補助金を交付しています。導入を検討している場合はぜひ活用してください。詳しくは町HPをご覧ください。



うちエコ診断を受診してみよう！

家庭の年間エネルギー使用量や光熱水費などの情報をもとに、お住まいの気候やご家庭のライフスタイルに合わせた省エネ、省CO₂対策の提案を受けられます。うちエコ診断を受診し、効果的に省エネ対策をしてみましょう。



3R(リデュース・リユース・リサイクル)

ごみの処理には膨大なエネルギーがかかるため、まずはごみを減らすことが大切です。ごみ減量のため、“R”で始まる次の3つの取り組みを心がけましょう。

リユース “R”euse ～くりかえし使う～

自分ではもう必要ないとごみに出す前に再利用できないか、考えてみましょう。

- ・まだ使えるものは必要な人へ譲るまたは売却する。
- ・「おいくら？」でリユースショップに手間なく買い取ってもらう
- ・「ジモティー」で地元民同士で手軽に譲り合う

※府中町では「おいくら？」「ジモティー」と連携し、リユースを推進しています。



リデュース “R”educe ～ごみの量を減らす～

ごみになるものを家庭に持ち込まないように、普段の暮らしで心がけましょう。

- ・マイバッグやマイボトルを持ち歩く
- ・シャンプーや洗剤は詰替用品を選ぶ

リサイクル “R”ecycle ～資源として再利用する～

分別して処分することで、再び利用され、ごみの減量化にもつながります。

- ・有価物の収集日にきちんと分別してごみ出する
- ・リサイクル資源を活用した商品を選ぶ



令和6年度職員採用試験

☎ 総務課人事係 ☎ 286-3138

福祉、税、教育、地域振興など地方公務員の仕事は幅広く、そして、急速に進むデジタル技術、頻発する自然災害など自治体が向き合う行政課題や住民ニーズは複雑かつ多様化しています。

これからも、「住んでよかった 住み続けたい 府中町」であり続けるために、府中町が直面する課題に向き合い、取り組む意欲と行動力のある人をお待ちしています。



申込受付期間

6月11日(火)～7月1日(月)

【午後5時までに必着】

第1次試験日

7月28日(日)

※例年より時期を前倒しして実施します。



受験案内・申込書の入手方法

6月7日(金)から次の①～③の方法で入手ができます。

①町HP	受験案内をダウンロードできます。 ※電子申請による受験申し込みも可能です。	HPはこちら▶	
②配布場所	総務課人事係（役場3階⑨番窓口）、マイ・フローラ南交流センター、くすのきプラザ、つばき館（イオンモール広島府中1階）、福寿館、府中公民館、南公民館		
③郵送による請求	封筒の表に「府中町職員採用試験受験案内・申込書請求」と赤字で明記し、返信用封筒（角型2号の封筒に宛先と郵便番号を明記し、120円切手を貼ったもの）を同封し、郵送してください。 【郵送先】〒735-8686 府中町大通3丁目5番1号 総務課人事係宛		

募集職種

試験区分	受験資格(令和7年4月1日現在の年齢)	採用予定人数
事務職A	平成5年4月2日以降に生まれた人(32歳未満)	5人程度
事務職B	平成15年4月2日以降に生まれた人(22歳未満) ※高等学校在学中の新規卒業予定者は応募できません。	
事務職C (対象：職務経験のある人)	昭和54年4月2日以降に生まれた人(46歳未満)	
事務職D (対象：障害のある人)	昭和60年4月2日以降に生まれた人(40歳未満)で、次のいずれかの手帳等の交付を受けている人 ・身体障害者手帳 ・療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医もしくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ・精神障害者保健福祉手帳	若干名

※すべての試験区分において、学歴、性別は問いません。複数の試験区分を受験することはできません。受験資格、試験科目など、詳しくは受験案内で確認してください。

先輩職員からのメッセージ



立畑 さゆり
高齢介護課
(入庁2年目)

プライベートで4人の子育てを行いながら、職場では責任のある仕事を任せてもらい、やりがいもあるため、毎日がとても充実しています。子どもの体調が悪く早退しなければいけない時には、先輩職員が「お母さんは一人なのだから、行ってあげて」と快く送り出してくれます。

入庁するまでは、子育てと40代での再出発に少し不安を抱えていましたが、今では勇気を出して採用試験に挑戦してよかったと感じています。



尾野 成都
学校教育課
(入庁4年目)

幼いころから育ってきたこの町で、町民のみなさんに、より身近でより多くのサービスを提供できる府中町役場で働きたいと思い受験しました。

昨年度までは防災に関する業務を担当し、今年度からは教育委員会で主に学校給食に関わる業務を担っています。役場の仕事は幅広く、習得すべき知識や経験が必要で、町民のみなさんの暮らしに関わる責任のある仕事ですが、その分大きなやりがいも感じています。



菅原 毅
情報管理課
(入庁19年目)

この4月に2度目の育児休業を取得しました。ここ数年間で男性育休への理解がとても進んだと感じています。育休取得は、担当業務の調整は必要ですが、早めに上司と相談すれば前向きに受け入れてもらえます。

繁忙期はしっかり仕事をして、休む時は休む、とメリハリを利かせることで有給休暇も100%取得できています。休暇制度の充実や周囲の理解・協力によりプライベートとの両立がしやすい職場です。

令和6年度

給付金事業のお知らせ

問府中町コールセンター ☎ 286-3246



町HPPはこちら

①非課税世帯等支援給付金（1世帯あたり10万円）【要申請】締10月31日(木)

返 令和6年6月3日時点で府中町に住民票が存在し、新たに次のいずれかに当てはまるようになった世帯

- 世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税
- 世帯全員の令和6年度住民税均等割のみ課税者、または均等割のみ課税者および非課税者

申 町HPまたは福祉課（役場2階⑧番窓口）にある申請書に必要書類を添付し提出してください。

※令和5年度給付金（7万円または10万円）を受けた世帯は対象外です。

②令和6年度子ども加算給付金（対象児童1人につき5万円）【一部要申請】締10月31日(木)

返 給付金①の対象世帯のうち、次のいずれかに当てはまる児童がいる世帯

- ①基準日（令和6年6月3日）時点で同一世帯である18歳以下の児童（※）
 - ②令和6年6月4日から令和6年10月31日までに出生した児童
 - ③別世帯だが扶養している18歳以下の児童（※）
- （※は平成18年4月2日以降に生まれた児童）

申 ①の児童…申請不要です。給付金①と同じ口座へ支給します。

②・③の児童…町HPまたは福祉課（役場2階⑧番窓口）にある申請書に必要書類を添付し提出してください。

③令和5年度子ども加算給付金（対象児童1人につき5万円）【一部要申請】締9月2日(月)

返 令和5年度非課税世帯、または令和5年度均等割のみ課税世帯のうち、次のいずれかに当てはまる児童がいる世帯

- ①基準日（令和5年12月1日）時点で同一世帯である18歳以下の児童（※）
 - ②令和5年12月2日から令和6年8月31日までに出生した児童
 - ③別世帯だが扶養している18歳以下の児童（※）
- （※は平成17年4月2日以降に生まれた児童）

申 ①の児童…給付金（7万円または10万円）受給世帯の場合は申請不要です。前回と同じ口座へ支給します。

給付金未受給世帯の場合は申請が必要です。町HPにある申請書に必要書類を添付し提出してください。

②・③の児童…町HPにある申請書に必要書類を添付して提出ください。

●定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）

府中町では7月以降に実施予定です。改めて対象者に通知します。なお、定額減税や各種給付について詳しくは内閣官房HPをご覧ください（調整給付の説明は（6）にあります）。

わたしたちが府中町の
人権擁護委員です

人権推進室 ☎ 286-3165

6月1日は「人権擁護委員の日」です。人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。地域の皆様からの人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域での人権啓発活動を行っています。



（上段左から）吉岡 哲哉さん、高石 寛智さん、坂田 眞澄さん
（下段左から）小濱 樹子さん、田村 雅恵さん、山本 みづほさん

建築課からのお知らせ

町営住宅の入居者を募集します

建築課住宅係 ☎ 286-3174



町HPはこちら

町営住宅の入居者を募集します。希望される方は申込書類の中の「申込みのしおり」をよくご確認のうえ、必要書類を準備し、受付期間に建築課（役場1階）へ持参してください。

住宅名	本町住宅		青崎東住宅（1号棟）
所在地	本町五丁目3番8号 5階 ※1・2階は北交流センター		青崎東34番1号 1階・4階
建物構造	中層耐火構造5階建 (エレベータあり)		中層耐火構造4階建 (エレベータなし)
間取り	2DK	3DK	3DK
募集戸数	1戸 ※子育て世帯向け (2人～4人の世帯)	1戸 ※子育て世帯向け (3人以上の世帯)	2戸 ※一般世帯向け (2人以上の世帯)
家賃見込額	25,900～50,800円	31,100～61,000円	19,600～38,400円

次の①～⑥の全てに当てはまる人

- ①申込者が成人であり、府中町内に住所または勤務場所があること
- ②世帯の収入が一定基準以内であること
- ③現に住宅に困窮していることが明らかであること
- ④市町村民税を完納している者であること
- ⑤申込者と同居親族が暴力団員でないこと
- ⑥2人以上の世帯であること

※上記以外にも条件があります。「申込みのしおり」をよく確認してください。

※子育て世帯向け住宅には入居期限があり、同居親族のうち最も年齢の低い者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までとなります。

6月3日(月)から次の場所で申込書類を配布します。建築課（役場1階）、マイ・フローラ南交流センター、北交流センター、福寿館、つばき館（イオンモール広島府中）

◆町HPからダウンロードできます。

「府中町営住宅入居申込書」と必要書類を準備し、申込者本人が建築課へ持参してください。

受付期間 6月17日(月)～6月21日(金)

午前8時30分～正午、午後1時～5時15分

※申込は1世帯につき1戸に限ります（2戸以上は無効）。

※必要書類には取り寄せや作成に数日かかるものもあります。余裕を持って準備してください。

※応募多数の場合は住宅困窮度を点数化して高い点数の人を優先します。同じ点数の場合は公開抽選を行います。

国民健康保険・後期高齢者医療保険

入院したときの食事代の負担額が変わります

保険年金課国民健康保険係 ☎ 286-3236 年金福祉医療係 ☎ 286-3154



町HPはこちら

食材費等の高騰により6月1日から入院したときの食事代(一食あたり)の負担額が次のように変わります。なお、居住費の負担は変更ありません(1日あたり370円)。

		入院したとき	65歳以上の方が療養病床に入院したとき
住民税課税世帯		460円 → 490円	460円 → 490円
住民税非課税世帯	所得区分オ	過去12か月で90日までの入院 210円 → 230円	210円 → 230円
	低所得者Ⅱ	※90日を超える場合、160円 → 180円 (要申請。詳しくはお問合せください。)	
	低所得者Ⅰ	100円 → 110円	130円 → 140円

9月22日(日)は

府中町議会議員一般選挙の投票日です

選挙管理委員会事務局 ☎ 286-3100

令和6年9月30日任期満了に伴う府中町議会議員一般選挙の選挙期日等を次のとおり決定しました。

告示日 9月17日(火) 選挙期日 9月22日(日・祝)

立候補予定者説明会

立候補者の届け出方法や選挙活動の概要などを説明します。

時 8月9日(金) 午後3時～

所 府中公民館 小ホール(本町2丁目15番1号)

対 府中町議会議員一般選挙に立候補を予定している人

※説明会の出席者は、1立候補予定者につき、2人以内にしてください。

※府中町議会議員一般選挙については、広報ふちゅう9月号で詳しくお知らせします。

また、町HPでは、最新情報を随時掲載しており、過去の結果も見ることができます。



町HPはこちら

納税をお忘れなく

住民税ってどんな税金？

☎ 税務課町民税係 ☎ 286-3143

住民税は、町民税と県民税の総称です

1月1日現在の住所地(市町村)で、前年1月～12月の所得金額に応じて年税額を算定し、6月に課税(通知)します。

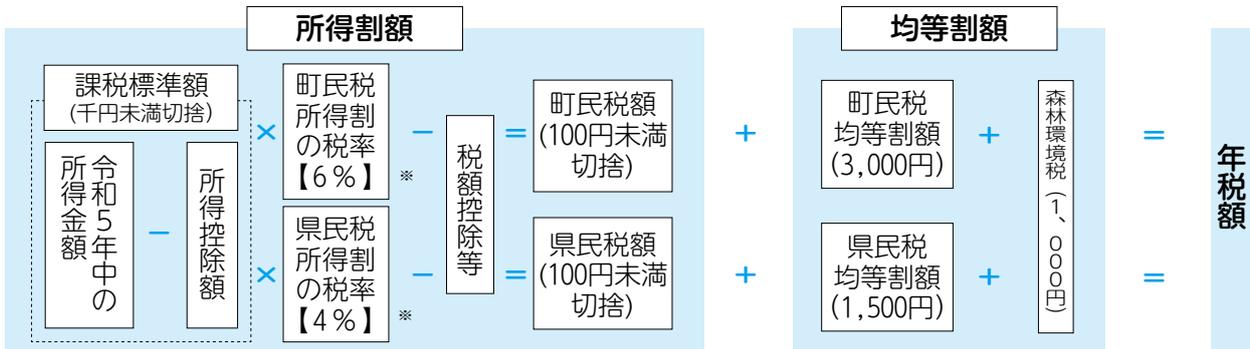
住民税と森林環境税※が非課税になる人

- ◆生活保護法の生活扶助を受けている人
- ◆障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
- ◆合計所得金額が次の金額以下の人(扶養親族等がない場合は45万円以下)

35万円×(本人+同一生計配偶者(控除対象配偶者含む)+扶養人数)+21万円+10万円

※令和6年度から森林環境税が導入されます。温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な財源として創設された国税で、住民税の均等割額と合わせて徴収されます。

課税のしくみと税額の計算方法



※分離課税は税率が異なります。

納付の方法

普通徴収	給与特別徴収	年金特別徴収
納付書または口座振替により、自分で納付します。事業所得者や年金所得者など給与から住民税を差し引くことができない人などが対象です。 【納期】6・8・10・1月(年4回)	給与所得者の給与から住民税を差し引いて事業主がまとめて納入します。 【納期】6月～翌年5月(年12回) ※普通徴収に比べると1回あたりの納税額は少なくなります。	公的年金にかかる住民税を年金から差し引いて日本年金機構等が町へ納付します。4月1日現在、65歳以上の住民税が課税される公的年金受給者が対象です。 【納期】年金支給の偶数月(年6回)

健診で健康状態の確認を

女性的一般健康診査

問健康推進課健康相談係 ☎ 286-3255



町HPはこちら

時 6月1日(出)～令和7年3月31日(月)

対 府中町に居住する今年度中に18～39歳になる女性

¥ 無料（医療機関の協力による）

【健診項目】 問診・身体測定・医師の診察・血圧・尿検査・血液検査（脂質・肝機能・血糖・貧血）

【健診方法】 健康保険証を持参し、町内実施医療機関で受診。予約が必要か事前にご確認ください。

【実施医療機関】

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
大島内科医院	浜田本町7-1	281-8557	ちくいえクリニック	本町5-1-6	286-7788
岡原内科皮膚科クリニック	大須1-19-19	561-0303	永田内科医院	青崎中24-26 2階	285-0808
小山田内科医院	鹿籠2-13-6	281-0807	なんば内科クリニック	本町2-5-13	282-4511
こさか内科	青崎東20-2	281-4482	西村内科医院	桃山1-1-24	281-6001
しみずハート内科クリニック	大須3-8-56	283-8010	藤東クリニック	茂陰1-1-1	284-2410
鈴川内科クリニック	山田1-2-7	286-0050	前野医院	石井城2-10-20	281-2334
瀬戸ハイム内科	瀬戸ハイム1-2-24	285-0816	マツダ病院	青崎南2-15	565-5050
高上クリニック	浜田3-9-3	581-5533	みはら内科クリニック	大通2-8-21 2階	286-1177

広島「黒い雨」に遭われた人へ

問 福祉課地域福祉係 ☎ 286-3162

令和4年4月1日から一定の要件に当てはまると認められる人は被爆者健康手帳を受け取ることができます。

対 次の二つの要件を満たすと認められる人

- ① 広島「黒い雨」に遭ったこと
- ② 障害を伴う次のいずれかの疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっていることが確認できること

※診断書をもとに審査します。

申 福祉課（役場2階⑨番窓口）で様式を受け取り、必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて提出してください。

◆ 町HPからもダウンロードできます。



町HPはこちら

- 造血機能障害を伴う疾病（再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など）
- 肝臓機能障害を伴う疾病（肝硬変など）
- 細胞増殖機能障害を伴う疾病（悪性新生物など）
- 内分泌腺機能障害を伴う疾病（糖尿病、甲状腺機能低下症など）
- 脳血管障害を伴う疾病（くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など）
- 循環器機能障害を伴う疾病（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など）
- 腎臓機能障害を伴う疾病（慢性腎炎、慢性腎不全など）
- 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病（白内障）※白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は白内障にかかっているとみなします。
- 呼吸器機能障害を伴う疾病（肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など）
- 運動器機能障害を伴う疾病（変形性関節症、変形性脊椎症など）
- 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病（胃潰瘍、十二指腸潰瘍など）

被爆二世健康診断（無料）

対 両親のいずれかが原子爆弾被爆者であり、広島県内に住んでいる人

申 次の場所で配布する専用はがきに必要事項を記入し投函してください。

福祉課、役場2階ロビー、福寿館、マイ・フローラ南交流センター、南公民館、府中公民館、つばき館（イオンモール広島府中1階）

◆ 県HPから電子申請できます。

締 令和7年1月31日(金)【消印有効】

